

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社杉村倉庫			コード	9307
提出日	2025/6/3	異動（予定）日	2025/6/25		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外取締役である西東久氏が退任し、近本茂氏を社外取締役に新任するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	宮川壽夫	社外取締役	○					△					△					有
2	近本 茂	社外取締役	○										○				新任	有
3																		
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	宮川壽夫氏は、当社の親会社である野村ホールディングス株式会社の子会社である野村證券株式会社出身であります。当社と同社との間には取引関係がありますが、その額は僅少であります。また、同氏は堺化学工業株式会社の社外取締役に現任しております。当社と同社との間には取引関係はありません。	宮川壽夫氏は、大阪公立大学大学院経営学研究科教授として経営学分野を研究されております。豊富な知識と高い見識を有しておられることから、当社とは独立した立場で客観的に、経営活動に関する監督・助言をしていただけるものと考えております。野村證券株式会社は当社と取引がありますが、取引条件は一般の取引条件と同様のものであり、同氏は野村證券株式会社を退社後、10年以上経過しており、これにより同社が当社の経営の意思決定に対する影響を及ぼすことは特にありません。以上により、当社は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を社外取締役として選任し、独立役員として届け出ております。
2	近本茂氏は、大阪瓦斯株式会社出身であり、大阪瓦斯株式会社顧問、大阪ガスケミカル株式会社取締役会長を現任しております。当社と大阪瓦斯株式会社の子会社である大阪ガスファイナンス株式会社との間には取引関係がありますが、その額は僅少であります。また、同氏は株式会社森組の社外取締役に現任しておりますが、当社と同社の間には取引関係はありません。	近本茂氏は、公共インフラ業での会社役員としての豊富な知識や経験を有しておられます。これらを活かし、当社とは独立した立場で業務執行の適法性や妥当性を適切に監査・監督し、当社グループのコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくことを期待しております。以上により、当社は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、同氏を社外取締役として選任し、独立役員として届け出ております。
3		
4		
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役に1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。